4　一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における第一項ただし書及び第二項の規定の適用については、当該資産を消耗品としてこれらの規定を適用する。

第十八条に次の三項を加える。

7　法第八条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する一般物品　一万円

二　その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品　五千円

三　その合衆国軍隊の構成員等に対して、同一の基地内輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品　五千円

8　第二項第一号ハの規定による旅券等の写しの提出（第三項の規定による電磁的記録の提供を含む。）を受けた事業者は、財務省令で定めるところにより、当該提出を受けた旅券等の写し（第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）を保存しなければならない。

9　第二項各号に規定する書類の記載事項その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第四十八条第五項中「場合を除く。）」の下に「又は同条第一項第四号に掲げる金銭債権（資産の譲渡等を行つた者が当該資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合」を、「当該有価証券等」の下に「又は金銭債権」を加える。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

五　第六種事業　百分の四十

第五十七条第二項第五号中「残額」の下に「（次項第二号ホにおいて「第五種事業に係る消費税額」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　当該課税期間中に国内において行つた第六種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第六種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に百分の四十を乗じて計算した金額

第五十七条第三項第一号に次のように加える。

ヘ　当該特定一事業が第六種事業である場合　百分の四十

第五十七条第三項第二号イ(2)に次のように加える。

(v)　当該第一種事業以外の事業が第六種事業である場合　百分の四十

第五十七条第三項第二号ロ(2)に次のように加える。

(iv)　当該第二種事業以外の事業が第六種事業である場合　百分の四十

第五十七条第三項第二号ハ(2)に次のように加える。

(iii)　当該第三種事業以外の事業が第六種事業である場合　百分の四十

第五十七条第三項第二号ニ中「第五種事業」を「第四種事業以外の事業（第一種事業、第二種事業及び第三種事業を除く。）」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(2)　売上げに係る消費税額から第四種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(i)　当該第四種事業以外の事業が第五種事業である場合　百分の五十

(ii)　当該第四種事業以外の事業が第六種事業である場合　百分の四十

第五十七条第三項第二号に次のように加える。

ホ　当該特定二事業が第五種事業と第六種事業とである場合　売上げに係る消費税額のうちに次に掲げる金額の合計額の占める割合

(2)　(1)　前項第五号に掲げる金額

(1)　売上げに係る消費税額から第五種事業に係る消費税額を控除した金額に百分の四十を乗じて計算した金額

第五十七条第四項第四号中「第五種事業」を「第六種事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一種事業、第二種事業、第三種事業又は第四種事業と第五種事業とを営む事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等で、第一種事業、第二種事業、第三種事業又は第四種事業に係るものであるか第五種事業に係るものであるかの区分をしていないものがある場合には、当該区分をしていない課税資産の譲渡等は、第五種事業に係るものとする。

第五十七条第五項第四号イ中「不動産業」を「運輸通信業」に改め、同号ロ中「運輸通信業」を「金融業及び保険業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第六種事業　不動産業（前各号に掲げる事業に該当するものを除く。）をいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の改正規定及び次条の規定　平成二十六年十月一日

二　第五十七条の改正規定及び附則第四条の規定　平成二十七年四月一日

三　第十四条第八号の改正規定（同号を同条第九号とする部分を除く。）　児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

四　第十四条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる改正規定及び同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に一号を加える改正規定　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

五　第十四条の三の改正規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等に関する経過措置）

第二条　改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第十八条の規定は、平成二十六年十月一日以後に行われる課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行われた課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

（課税売上割合の計算方法に関する経過措置）

第三条　新令第四十八条第五項（新令第五十三条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十六年四月一日以後に行われる金銭債権（消費税法施行令第九条第一項第四号に掲げる金銭債権をいう。以下この条において同じ。）の譲渡について適用し、同日前に行われた金銭債権の譲渡については、なお従前の例による。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第四条　新令第五十七条の規定は、平成二十七年四月一日（平成二十六年十月一日前に消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した同項に規定する事業者（同法第三十七条の二第一項又は消費税法施行令第五十七条の二の規定に基づき平成二十六年十月一日前に当該届出書を提出したものとみなされた事業者を含む。）で平成二十七年四月一日以後に開始する課税期間（同法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）につき同法第三十七条第五項の規定の適用を受けるものについては、同条第一項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の末日の翌日。以下この条において同じ。）以後に開始する課税期間について適用し、平成二十七年四月一日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三